団体名	業種名	事業名	施設名
守山市	水道事業	_	

実施状況

抜本的な改革の取組							
民営化・	地方独立	広域化等		民間活用		現行の経営	
民間譲渡	への移行	12490104	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続	
		•					
	民営化• 民間譲渡	民営化・ 地方独立 日間譲渡 行政法人	民営化・ 地方独立 日間確確 行政法人 広域化等	民営化・ 地方独立 広域化等 指定管理者	民営化・ 地方独立 大間活用 大間活用 大間譲渡 へのおた 指定管理者 包括的	民営化・ 民間譲渡 地方独立 行政法人 広域化等 民間活用 「おまた」 指定管理者 包括的 PPP/PFI方式	

抜本的な改革の取組状況

ᄧᄼᄱᆂᅚ	(北洋市衆) 古代ルケ			
取組事項	(水道事業)広域化等			
	(実施類型) (取組の概要)	(実施	(予定)時	期)
実施済	経営統合 施設の 共同設置・利用			
	施設管理の共同化			
実施予定		年	月	日
<u> </u>			1	
	百万円(年)			
検討中 ●	滋賀県水道広域化推進プランに基づいて経営基盤強化に向けて①県内の会計システムの共同化、②共同購入、③施設共同利用等についても取り組むもの。会計システム共同化については大津市が主体となり「公営企業会計システム共同化協議会」を創設し、共同化に賛同する県内の上下水道事業者により段階的に共同化を進めていくもの。人材育成/技術継承/技術力強化については①水道技術職員の魅力発信と人材確保②人材育成の共同化③給水装置工事事業者の審査の共同化、事故災害については①事故時復旧資機材の共同化②災害時の応援協定③水道事故等による連携の強化に取り組むもの。	けた取り組	1みに今後	後加わっ

団体名	業種名	事業名	施設名
守山市	下水道事業	公共下水道	

実施状況

事業廃止	民営化・	地方独立 行政法人	広域化等		民間活用		現行の経営
平木 冼亚	民間譲渡	への移行	四级旧寸	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
			•				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(-	下水道事業	業)広域化等	1			
実施済	(実施類型) 汚水処理施設の 統廃合		(取組の概	要)	(実施	<u>(</u> (予定)時	期)
	処理場廃止あり	処理場廃止なし			年	月	日日
	公共下水・流域下水の統合	公共下水同士 の統合	集落排水・公共下水と の統合	特環下水と公共下水との統合	その他		
実施予定	汚泥処理の 共同化	維持管理・事務 の共同化	最適な汚水処理施設 の選択(最適化)			J	
	(取組の効果額)	百万円(年)	(取組の効	」 果額内訳)			
	(取組の概要)		(検討状況	·課題)			
検討中 ●	滋賀県汚水処理 共同化計画に基 時侵入水対策、3 維持管理業務の。 路、マンホールボ 道台帳の共同化 の。	づいて、雨天 災害時対応、 共同化(管 パンプ)、下水		、滋賀県汚水処理 計画に沿った事			が策定

団体名	業種名	事業名	施設名
守山市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	

実施状況

事業廃止	民営化・	地方独立 行政法人	広域化等		民間活用		現行の経営
平木 冼亚	民間譲渡	への移行	四级旧寸	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
			•				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事	業)[达域化等					
	(実施類型)	•		(取組の概	要)		(実施	(予定)時	期)
実施済	汚水処理施設の 統廃合								
	処理場廃止あり	処理場廃止なし					_		
							年	月	日
	公共下水・流域下 水の統合	公共下水同士 の統合	集落排	水·公共下水と の統合	特環下水と公共下 水との統合	その	他		
	汚泥処理の	維持管理·事務	一品流な	污水処理施設	1				
実施予定	共同化	の共同化		択(最適化)					
	(取組の効果剤	<u> </u>		(取組の効!	电格内部)				
	(AX MALO) XII SK AN	百万円(年)]	(AXWED)XII					
	(取組の概要)		_	(検討状況・	課題)				
検討中●	滋賀県汚水処理 共同化計画に基 時侵入水対策、 維持管理業務の 路、マンホール 道台帳の共同の。	基づいて、雨天 災害時対応、 の共同化(管 ポンプ)、下水		令和4年度、 されたため、	. 滋賀県汚水処理 計画に沿った事	里事業広 ^は 業展開を	或化・共[行う予定	司化計画	が策定

団体名	業種名	事業名	施設名
守山市	病院事業		

実施状況

事業廃止	民営化・	地方独立 行政法人	広域化等	民間活用			現行の経営
于不况正	民間譲渡	への移行	122-96 ID 13	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
				•			

取組事項 民間活用(指定管理者制度)							
(取組の概要)	(方式)	(実施(予定)時期)					
病院の経営赤字および医師確保対策等の経営上の課題に	代行制 利用料金制	平成					
対応するため、指定管理者制度を導入。	•	30 4 1					
令和15年3月末までは、社会 福祉法人恩賜財団済生会支部 滋賀県済生会が指定管理者と して病院運営を行い、令和16 年4月以降は、同法人に譲渡。		年月日					
(取組の効果額)	(取組の効果額内訳)						
230 百万円(年)	市の実質的な財政負担額 市直営の場合 約4.6億円/年 指定管理の場合 約2.3億円/年 差し引き 約2.3億円/年						
(取組の概要)	(検討状況・課題)						
>							
	(取組の概要) 病院の経営赤字および医師確保対策等の経営上の課題に対応するため、指定管理者制度を導入。令和15年3月末までは、社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会が指定管理者として病院運営を行い、令和16年4月以降は、同法人に譲渡。 (取組の効果額) 230 百万円(年)	(取組の概要) 病院の経営赤字および医師確保対策等の経営上の課題に対応するため、指定管理者制度を導入。令和15年3月末までは、社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会が指定管理者として病院運営を行い、令和16年4月以降は、同法人に譲渡。 (取組の効果額) 230 百万円(年) (取組の効果額内訳) 市の実質的な財政負担額市直営の場合約4.6億円/年指定管理の場合約2.3億円/年差し引き約2.3億円/年					